

地域密着型特定施設入居者生活介護

1 定義 及び 基本方針

<p>地域密着型特定施設入居者生活介護とは、有料老人ホームその他第11項の厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの（以下「介護専用型特定施設」という。）のうち、その入居定員が29人以下であるもの（略）に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。</p>	法8条19項
<p>【基本方針】 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護(略)の事業は、地域密着型特定施設サービス計画(略)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下「利用者」）が指定地域密着型特定施設(略)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>	基準省令109条

2 人員基準

管理者	<p>ア 常勤であること イ 専ら管理業務に従事する者であること ただし、次の場合は、兼務が可能（管理業務に支障がない場合に限る） (ア) 当該地域密着型特定施設の他の職務に従事する場合 (イ) 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接している他の事業所、施設等の職務に従事する場合 (ウ) 併設する小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する場合</p>	基準省令111条
生活相談員	<p>ア 1以上配置すること イ 1人以上は常勤であること ウ 職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる</p>	基準省令110条
看護師若しくは准看護師又は介護職員	<p>ア 看護職員（看護師、准看護師）及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置すること イ 看護職員数は、常勤換算方法で1以上とすること ウ 常に1以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること エ 看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤であること</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">看護職員及び介護職員は、指定地域密着型特定施設の利用者に対するサービス提供に従事することを基本とします。ただし、当該要介護者のサービス利用に支障のないときに、併設事業所等の要介護者等に対するサービス提供を行うことは差し支えありません。</p>	基準省令110条
機能訓練指導員	<p>ア 1以上配置すること</p>	基準省令110条

	<p>イ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であること</p> <p>「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者をいいます。</p> <p>ウ 職務の遂行に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができる</p>	
計画作成担当者	<p>ア 1以上配置すること</p> <p>イ 介護支援専門員であること</p> <p>ウ 専ら計画作成担当の職務に従事する者であること</p> <p>ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができる</p> <p>エ 併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により、利用者の処遇が適切に行われると認められる場合は、置かないことができる。</p>	基準省令110条
小規模多機能型居宅介護事業所併設の場合	<p>ア 当該地域密着型特定施設の員数を満たす生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者を置くほか、併設される小規模多機能型居宅介護事業所の人員基準を満たす従業者を置いている場合は、併設される小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる</p>	基準省令110条

3 設備基準

建物の構造	<p>ア 次のいずれかの構造を有する建物であること</p> <p>(ア) 耐火建築物又は準耐火建築物であること</p> <p>(イ) 木造かつ平屋建てで、次のいずれかの要件を満たすことであること</p> <p>①スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること</p> <p>②非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること</p> <p>③避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること</p> <p>イ 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものであること</p> <p>：段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がされていることをいいます。</p>	基準省令112条
-------	--	----------

①介護居室	<p>ア 個室であること（利用者の処遇に必要な場合は2人部屋も可） ※夫婦で居室を利用する場合などが想定されます。</p> <p>イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること</p> <p>ウ 地階に設けてはならないこと</p> <p>エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること</p>	基準省令112条
②一時介護室	<p>ア 介護を行うために適当な広さを有すること</p> <p>イ 一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては設けないことができる。</p>	
③浴室	<p>ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること</p> <p>イ 利用者の処遇上問題なく、同一敷地内の事業所、施設等の浴室を利用できる場合は設けないことができる。</p>	
④便所	<p>ア 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を整えていること</p>	
⑤食堂	<p>ア 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること</p> <p>イ 利用者の処遇上問題なく、同一敷地内の事業所、施設等の食堂を利用できる場合にあっては設けないことができる。</p>	
⑥機能訓練室	<p>ア 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること</p> <p>イ 機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては設けないことができる</p>	
⑦消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	<p>※消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を指します。</p> <p>※先般の認知症高齢者グループホームの火災事故を契機に消防庁で検討会が開催されており、その結論に基づき、消防法に基づく規制について所要の改正が行われる予定です。</p>	

4 運営基準（主なもの）

利用料等の受領	<p>ア 事業者は、利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(7) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>(イ) おむつ代</p> <p>(ウ) 上に掲げるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>イ 上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	基準省令117条
取扱方針	<p>ア 事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>イ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p>	基準省令118条

	<p>ウ 従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>エ 事業者は、指定 地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>オ 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>カ 事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	
<p>地域密着型特定施設サービス計画の作成</p>	<p>ア 管理者は、計画作成担当者に地域密着型特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>イ 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>ウ 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>エ 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p>オ 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>カ 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画作成後においても、他の地域密着型特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画の変更を行うものとする。</p>	<p>基準省令119条</p>
<p>介護</p>	<p>ア 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>イ 事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>：自ら入浴が困難な利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特 ：別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施することが必</p>	<p>基準省令120条</p>

	<p>要です。なお、健康上の理由等で入浴の困難な利用者については、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めることが必要です。</p> <p>ウ 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施することが必要です。</p> <p>エ 事業者は、上記に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p> <p>入居者の心身の状況や要望に応じて、1日の生活の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行うべきことを定めたものです。</p>	
機能訓練	<p>ア 事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p>	基準省令121条
健康管理	<p>ア 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p>	基準省令122条
相談及び援助	<p>ア 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。</p>	基準省令123条
協力医療機関等	<p>ア 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。</p> <p>イ 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>	基準省令127条
地域との連携等 (運営推進会議等)	<p>ア 事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</p> <p>イ 事業者は、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表するものとする。</p> <p>ウ 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>エ 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	基準省令85条
非常災害対策	<p>ア 非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しておくとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	基準省令57条

「法」…介護保険法

「基準省令」…指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)

一覧は上記の基準から指定に関するものを整理したものです。運営に関する基準と指定基準全文は以下のホームページに掲載しているので、必ず確認していただくようお願いします。

<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/kourei/jigyousya/shinsei/shitei/>